

日団協 技術基準 S 高-001 -2008

内容積20L以下の液化石油ガス容器に貼付する 注意ラベル

1. 作成目的

高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第49条(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)に、内容積20L以下の容器で、かつ、内容積の総和が40L以下のLPガスを移動する場合は、移動の基準の一部が適用除外となっている。

消費者が、液化石油ガスをレジャー等の目的で消費する際は、付随して生じる容器の移動基準として、注意書(イエローカード)の携帯はなじまないため消費者向けに作成された液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベル(注意表示ラベル)を容器外面に貼付することにより、注意書の携帯義務が適用除外となっている。

このため、LPガス業界統一の注意表示ラベルの標準様式を作成し、販売事業者が消費者にLPガスを質量販売した時に、容器に貼付したラベルの趣旨について周知徹底を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

内容積20L以下の容器で、かつ、内容積の総和が40L以下のLPガスを移動する場合において適用する。

3. 表示ラベル内容

規則第49条第1項第9号に定めるラベルに記載する注意事項は下記によること。

3. 1 LPガス容器の取り扱い及び移動中の基本的注意事項

- (1) 火気に近付けないで下さい。
- (2) 車の中など40℃以上になる恐れのある場所には放置しないで下さい。
- (3) 容器は、必ずバルブを上にして立てて置き、転倒・転落しないようにして下さい。
- (4) 容器やバルブに衝撃を与えたり、粗暴な取り扱いはしないで下さい。
- (5) 車の振動でバルブが緩むことがあるので、時々点検して緩みがあるときは締めて下さい。
- (6) LPガス容器は、本来の目的以外に使用しないで下さい。

3.2 ガス漏れがあった場合の措置

- (1) 容器バルブから漏れたときはバルブを強く締めて下さい。
- (2) 風通しの良い屋外に移し、絶対に火気を使用しないで下さい。
- (3) LPガス販売店、保安機関、または消防署などに連絡し、その指示に従って下さい。

3.3 応急措置

- (1) LPガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移動し、人工呼吸の手当をして下さい。
- (2) 液が皮膚に付着した場合は、必要に応じて凍傷の手当を行って下さい。

4. 制定日

本基準の制定日は、2001年6月15日とする。

5. 改訂日

本基準の第1回改訂：2008年11月26日

6. 施行日

本基準の施行日は、2009年2月1日とする。

液化石油ガスの注意ラベルの例

取り扱い上の注意

1. LPガス容器の取り扱い及び移動中の基本的な注意事項

- ①火気に近付けないで下さい。
- ②車の中など40℃以上になる恐れのある場所には放置しないで下さい。
- ③容器は、必ずバルブを上にして立て置き、転倒・転落しないようにして下さい。
- ④容器やバルブに衝撃を与えたり、粗暴な取扱いはしないで下さい。
- ⑤車の振動でバルブが緩むことがあるので、時々点検して緩みがあるときは締めて下さい。
- ⑥LPガス容器は、本来の目的以外に使用しないで下さい。

2. ガス漏れがあった場合の措置

- ①容器バルブから漏れたときはバルブを強く締めて下さい。
- ②風通しの良い屋外に移し、絶対に火気を使用しないで下さい。
- ③LPガス販売店、保安機関、または消防署などに連絡し、その指示に従って下さい。

3. 応急措置

- ①LPガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移動し、人工呼吸の手当をして下さい。
- ②液が皮膚に付着した場合は、必要に応じて凍傷の手当を行って下さい。